

Title	解題
Sub Title	Préface 連続講演 現代フランス憲法の課題：憲法裁判・憲法改正・表現の自由の限界 Conférences en série : quelques problèmes du droit constitutionnel français contemporain, justice constitutionnelle, révision constitutionnelle et limites à la liberté d'expression
Author	山元, 一(Yamamoto, Hajime)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.93, No.5 (2020. 5) ,p.73- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20200528-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

解題

連続講演 現代フランス憲法の課題——憲法裁判・憲法改正・表現の自由の限界——

山 元 一

以下に掲載される訳業は、二〇一九年二月八日と二〇二〇年に慶應義塾大学三田キャンパス南館において行われたフランス語による四つの講演を訳出したものである（後半二つは次号掲載）。以下、読者の参考にするため講演会開催の経緯、講演者の略歴、各講演の内容等についてごく簡単に記しておきたい。

1 講演会開催の経緯

講演を行ったジュリアン・ブドン (Julien Boudon) 教授とトマ・オックマン (Thomas Hochmann) 教授は、科
研費基盤研究(B)「公法学の歴史的文脈依存性を踏まえた相互連関の追究——グローバル化時代の比較公法研究」(研究

代表者・高田篤(大阪大学)の招聘により二〇一九年二月に来日された。両教授は、大阪大学で二つ(二月七日)、慶應義塾大学で四つ(二月八日および二月一日)、計六つの講演を行った。後者の四つの講演が本誌における訳出の対象となっている。本解題筆者山元は上記研究プロジェクトの連携研究者であり、また鈴木秀美・メディアコミュニケーション研究所教授がその研究分担者であるために、慶應義塾大学を会場として本講演会が開催されることとなったのが直接の理由である。慶應での講演会開催は、とりわけ研究分担者である井上武史・関西学院大学教授の尽力によって実現した。井上教授に心からの感謝を申し上げる次第である。また二月八日の講演会については、慶應の小泉基金(外国人学者招聘費補助)の援助を

受けることができた。記して謝意を表する次第である。

2 講演者の経歴

まず、ジュリアン・ブドン教授の略歴は以下の通りである。一九七四年パリに生まれたブドン教授は、二〇〇二年にパリ第二大学で法学博士号を取得し、二〇〇四年に法学教授資格試験 (agrégation) に合格した。同年ランス・シャンパーニュ・アルデンヌ大学法政治学部教授に就任し、現在同学部長を務めている。また比較立法協会 (Société de Législation Comparée) に二〇一九年に新設された日本支部の初代支部長に就任した。ブドン教授は、二〇一六年二月に慶應の海外副指導教授として来日し、法学研究科において集中講義と研究指導を行った。

ブドン教授は、博士論文執筆中は法制史専攻であった。博士論文は、『ジャコバン派—ジャン＝ジャック・ルソーの諸原理の具体化』(*Les Jacobins. Une traduction des principes de Jean-Jacques Rousseau*, Paris, LGDJ, « Bibliothèque constitutionnelle et de science politique », t. 128, 2006), であり、フランス革命の憲法原理をテーマとした。教授は、その後研究対象を大きく広げ、フランス

憲法学史からアメリカ憲法研究まで幅広く研究活動を行っている。また、定評あるフランスの法学教科書シリーズ「*Droit fondamental*」の憲法を担当し、版を重ねている (*Manuel de droit constitutionnel - Théorie générale, Histoire, Régimes étrangers*, PUF, 2019, 2^e éd., *Manuel de droit constitutionnel - La Ve République*, PUF, 2016, 2^e éd.)。

次に、トマ・オックマン教授の略歴は、以下の通りである。一九八一年リヨンに生まれたオックマン教授は、二〇一一年にパリ第一大学で法学博士号を取得し、ランス・シャンパーニュ・アルデンヌ大学法政治学部専任講師を経て、二〇一四年に法学教授資格試験に合格した。同年、ブドン教授と同じくランス・シャンパーニュ・アルデンヌ大学法政治学部教授に就任し、現在に至る。

オックマン教授の博士論文は、『表現の自由の限界に向き合う歴史修正主義』(*Le négationnisme face aux limites de la liberté d'expression*, Étude de droit comparé, Pedone, 2013) であり、歴史修正主義との関係での表現の自由の限界を明らかにするものであった。今回の講演の二つのテーマと密接に関係し、その基礎となるものである。オックマン教授は、精力的に研究を続け、博士論文に関係

するテーマ以外にも、最近の独仏比較憲法論の分野での業績がとりわけ注目に値する (Aurore Gallet, Thomas Hochmann, Nikolaus Marsch, Yoan Vliam et Mattias Wendel, *Droits constitutionnels français et allemand : Perspective comparée*, LGDJ, 2019)。

3 各講演の内容

ブドン教授の第一講演 (二〇一九年二月八日) 「憲法院は政治的機関か?」 (翻訳: 河嶋春菜 [帝京大学法学部助教]) は、一九五八年第五共和制憲法によって設置された憲法院は、フランスではじめて本格的な違憲立法審査を行う機関であり、数多くの画期的な判決を下してきたが、他国の憲法裁判所等と比較したとき、裁判的機関としてよりも政治的機関として位置づけられるべき様々な要素をおも有しているか、について分析を加えたものである。

ブドン教授の第二講演 (二〇一九年二月一〇日) 「フランスにおける憲法改正の失敗——二〇一一年以降の状況について——」 (翻訳: 井上武史) は、フランスにおける憲法改正のあゆみについて、これまで行われてきた憲法改正は注目を集めてきたが、失敗に終わった憲法改正につい

て必ずしも立ち入った分析の対象とはなっていない。そこでブドン教授は、そちらに光を当てることによって、現在のフランスの憲法政治がどのような課題を抱えているか、を明らかにしようとする。

オックマン教授の第一講演 (二〇一九年二月八日) 「フランス法における歴史修正主義と増悪表現」 (監訳: 山元一 翻訳: 橋爪英輔 [早稲田大学非常勤講師]) は、最近のフランスで、過去に発生したジェノサイド等を否定する言説について処罰の対象を拡大する動向が生まれていることから、この問題が表現の自由の保護の法理、とりわけその点に関する憲法院判決がどのような問題を抱え、どのような負の影響を与えているか、を指摘するものである。

オックマン教授の第二講演 (二〇一九年二月一〇日) 「インターネット上の情報操作と憎悪の伝播——フランスの立法による応答——」 (監訳: 山元一 翻訳: 田中美里 [二橋大学大学院法学研究科博士課程]) は、二〇一八年に成立した「情報操作対策法」の特徴を明らかにした上で、現在フランス議会で審議されているインターネット上の憎悪表現とフェイクニュース規制に関する議論の現状と今後の課題について、明らかにしている。

なお、上記四つの講演の翻訳は、それぞれ四人の別々の

翻訳者が担当したため、特に訳語を統一することはしていない。このことに関してご寛恕をお願いする次第である。